

健康立国を目指して

～健康企業宣言と健康経営の推進に向けた要望～

平成28年7月14日
東京商工会議所

我が国は、生産年齢人口の減少による人手不足、労働力人口の平均年齢の上昇、国民医療費の増大など、構造的課題に直面している。とりわけ慢性的な人手不足は、中小企業経営に大きな影響を与えている。

こうした課題を解決していくためには、健康寿命の延伸を図ることや高齢者も元気で働けること、またスポーツ実施率の低い働き盛り世代の意識を変えて健康増進に取り組ませることが求められる。なかでも、企業を支える従業員一人ひとりが健康で元気に働き続けられることが何より重要である。そのためには、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法である「健康経営」が必要であり、これを推進することは、従業員の欠勤等による健康リスクの低減や安全配慮義務などの観点から、また健康増進を通じてイキイキと働ける職場を実現するという観点からも重要な取り組みである。その結果、企業にとっては、リスクマネジメント、生産性や業績向上につながることを期待でき、いわば守りと攻めの双方から有効な経営手法である。

また、日本健康会議が掲げた目標の一つである「健康宣言等に取り組む企業1万社以上」については、当会議所としても、東京都をはじめとする関係機関とともに、その実現に向けて全力で取り組む所存である。

国は「日本再興戦略2016」のなかで、「世界最先端の健康立国」「スポーツの成長産業化」を目指すことを位置づけるなど、「健康」「スポーツ」への取り組みを重要なテーマとして取り上げている。

「人生において健康がすべてではないが、健康がなければ全てがないに等しい」という格言があるように、健康は何ものにも代えがたい。当会議所としては、健康経営と健康企業宣言の推進、ひいては健康立国の実現を目指して、下記の事項を要望する。

記

1. 中小企業への健康経営普及の後押し、ヘルスケア産業の活性化

(1) 中小企業へのインセンティブの検討

健康経営を普及させるため、中小企業の中でも、特に優れた取り組みを行う企業を認定する「健康経営優良法人認定制度」が本年秋を目途に実施される予定である。本制度の認定を目指す中小企業を増加させるためには、魅力的なインセンティブを創設するべきである。その内容としては企業への融資・個人への住宅ローン等の金利優遇、人材採用支援、公共調達など、民間企業や自治体と連携した優遇措置が考えられるので、インセンティブの実現に向けた環境整備を行うべきである。

(2) ヘルスケア産業の活性化等に向けた施策の推進

スマートフォンやウェアラブル端末等の普及により、個人の食・運動・睡眠などの健康データの収集・蓄積が可能となる健康管理ツールを活用できるようになった。しかし、健康経営を中小企業が推進するなかで、従業員の健康管理を低コストで簡単にできるシステムはまだ少ないことから、製品・サービス開発の支援をされたい。

(3) ヘルスツーリズムの品質認証制度の構築

自然豊かな地域を訪れ、身体に優しい料理などを味わい、心身ともに癒やされ、健康を増進・保持する新しい観光形態であるヘルスツーリズムが必要とされている。しかし、ヘルスツーリズムは医学的な根拠に基づくものから、レジャー的要素が強いものまで様々であり、利用者としては効果等を判断することが難しい。よって利用者が安心して利用できるよう品質認証基準の策定、認証制度の運用体制の構築を望む。

2. 国民の健康寿命延伸の実現への後押し

(1) 日本健康会議への更なる支援

「日本健康会議」は、国民の健康寿命の延伸と医療費の適正化に向け、2020年までの目標として「健康なまち・職場づくり宣言2020」を採択した。その中の宣言5「協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業1万社以上とする。」については、例えば、東京では去る6月に東京都、当会議所、保険者等関係団体が「健康企業宣言東京推進協議会」を設立するなど、全国各地でその活動が進んでいる。今後、健康づくりに取り組む企業の拡

大に向けて、健康宣言等の定着・促進を図るとともに、好事例の横展開など情報共有を行うことで更なる普及の後押しを進めるべきである。

(2) 中小企業における健康保険組合との協働による健康づくり（コラボヘルス）の支援

平成27年度より全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表が始まった。同事業においてまず重要なことは健診受診率100%を目指すことであるが、特定健診、特定保健指導、生活習慣病対策、歯科検診などの促進も期待されている。

また、企業と健康保険組合によるコラボヘルスについては、大企業と単一型の健康保険組合に比べ、同業種の複数の企業により構成される総合型の健康保険組合と中小企業との関係が強固でないことから、この両者の取り組みは進みにくいのが現状である。そこで、中小企業等のコラボヘルスが促進されるための環境整備や保険者が計画する先進的な取り組みに関する費用を助成するなどの後押しをお願いしたい。

(3) 地域包括ケアシステムの促進

超高齢社会の中で、2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加する見通しである。そこで、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の早期構築を推進すべきである。

(4) セルフメディケーションの推進

健康寿命の延伸には、食生活の改善、生活習慣の見直しをはじめ、加齢とともに低下する筋力、心臓・血管などの循環器系や口腔等の身体機能の維持など、自らの取り組みによって健康を増進させることが重要である。また個人が自らの健康管理に責任を持つセルフメディケーションの推進は、国民医療費の削減に繋がるものである。そこで、個人の健康状態や生活習慣を確認すること、あるいはかかりつけの薬剤師を持ち、症状によっては市販薬を活用することなど、健康管理の重要性や方法を普及啓発する広報活動を充実されたい。

(5) 健康づくりへのインセンティブ等に関する環境整備

一部の健康保険組合や市町村では、健康づくりへのインセンティブとして、個々人の取り組みに応じてヘルスケアポイントを付与するなどの事業を行っ

ているが、このような事業は緒に就いたばかりである。そこで、個々人の健康づくりをより後押しするため、多くの健康保険組合や市町村がその取り組みを行えるように、環境整備や成功事例の共有を図られたい。

(6) 労災保険のメリット制の拡充

現在の労災保険料は、業種によって災害リスクが異なることから、事業の種類ごとに保険料率が定められており、さらに、労働災害の多寡に応じて事業所ごとに、保険料率が増減できる「メリット制」が導入されている。健康増進や疾病予防は労災防止に繋がるものであるから、健康経営に取り組む企業への新たなメリットとして制度を拡充すべきである。

(7) 地域産業保健センターの施策普及および活用等について

中小企業は慢性的な人手不足に悩まされており、多様な働き手に活躍してもらうため、健康リスクの低減やイキイキと働く職場を実現し、積極的に健康づくりに取り組む必要がある。しかしながら、特に、従業員50名未満の規模の小さな会社ほど、ヒト・モノ・カネなどの経営資源が不足しているため、その余裕がない。そこで、そのような企業の健康づくりを促進するためには、地域産業保健センターによる支援が有効であることから、同センターの活用が進むよう広報活動等を強化すべきである。また職場環境の改善などに資する「働き方・休み方改善ポータルサイト」「こころの耳」などの更なる利用促進を検討されたい。

3. 運動習慣の定着化に向けた気運の醸成

(1) スポーツ実施率の向上等を図る施策の実施

「日本再興戦略2016」にもあるように、スポーツを通じた健康増進への取り組みは、「スポーツの成長産業化」にも繋がるものとして期待されている。しかしながら、働き盛り世代を筆頭に、スポーツ実施率が低いため、行動変容を促すような取り組みを図るべきである。そのためには、業界団体等産業界との連携による広報活動をはじめ、手軽にできる運動や老若男女を問わず誰もが参加し取り組めるスポーツの振興やニュースポーツの開発等により、スポーツの裾野を広げるべきである。

(2) スポーツ実施率向上のための民間スポーツ施設の活用

東京都の調査によると都民がスポーツや運動を行っている場所は、「道路や

遊歩道」の割合が高い。また国の調査では、「身近で利用できる施設の増加」「民間スポーツ施設の利用料金が安くなること」を望んでいる回答が多く寄せられている。民間スポーツ施設の利用者は500万人を超え、潜在需要はこの3倍以上と試算されている。こうした国民のニーズに応えるためには、民間スポーツ施設の利用料金をよりリーズナブルにする必要がある。もとより、民間施設においても、多くの方々の利用に応えるべく経営努力を重ねているところであるが、一定の利用料金が必要なのが現状である。

こうした状況の中でスポーツ実施率を上げていくためにも、公的施設のみならず民間も含めた身近な施設で気軽に運動ができる環境整備を検討されたい。

(3) 新たな行動モデル「ウェルネス・ビズ」(仮称)の普及検討

働き盛り世代は、健康が重要であるとの認識を有している一方で、時間や場所がないという意見が多く、スポーツ等の健康づくりのための活動を行っている人は少ない。そこで、そのような原因で運動不足になっている世代の健康づくりのために、時間がなくても気軽に運動に取り組むことのできる行動モデルである「ウェルネス・ビズ」(仮称)の推進をお願いしたい。

この「ウェルネス・ビズ」(仮称)は、運動しやすい靴や服装での通勤スタイルである「ウォーク・ビズ」に加えて、日常生活の中に運動を取り入れた健康づくりを総称したモデルとして捉えたものである。次代を担う世代の健康づくりを行うには、このように時間を効率的に使って運動機会を創出するモデルを検討し、ムーブメントを起こすべきである。

以 上

2016年度第7号 2016年7月14日 第685回常議員会決議
--